

平成27年第2回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年6月15日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成27年6月15日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成27年6月15日午前10時47分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 11名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
	4 番		池 田 道 夫 君	3 番	脇 山 奉 文 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君	副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
		教 育 長	小 柳 勉 君	会計管理者	小 山 康 人 君	
		管理統括監	西 立 也 君	政策統括監	池 田 正 彦 君	
		総 務 課 長	綾 部 保 基 君	財政企画課長	杉 谷 裕 子 君	
		税 務 課 長	青 木 敏 治 君	住民福祉課長	中 山 昇 洋 君	
		保健介護課長	寺 田 美由妃 君	産業振興課長	山 口 清 二 君	
		まちづくり課長	松 本 恵 一 君	生活環境課長	脇 山 典 久 君	
		教 育 課 長	井 上 新 吾 君			
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		中 村 大 輔	議会事務局係長		熊 本 秀 樹

平成27年第2回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月15日 午前9時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部改正）
- 日程6 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程7 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正）
- 日程8 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町介護保険条例の一部改正）
- 日程9 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玄海町一般会計補正予算（第1号））
- 日程10 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程11 議案第57号 町道長倉藤平線橋梁（仮栈橋工）工事請負契約について
- 日程12 議案第58号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
- 議案第60号 玄海町と唐津市における上場地域農業開発事業に係る事務の委託に関する規約の変更に係る協議について
- 議案第61号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

午前9時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（中村大輔君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、4番池田道夫君、3番脇山奉文君を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日6月15日から24日までの10日間とし、本会議を15日、18日及び24日の3日間、予算特別委員会を22日及び23日の2日間、休会を16日、17日及び19日から21日までの5日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月15日から24日までの10日間とすることに決定いたしました。

日程3 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程3. 議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と、

本年3月から5月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

4月27日に東京において全国原子力発電所所在市町村協議会による廃炉に伴う国への要請活動が行われ、岸本町長と出席いたしました。

詳細につきましては後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、5月1日に平成27年度第50回西九州自動車道建設促進期成会定期総会が開催され、岸本町長と出席いたしました。

総会の付議案件として、平成26年度事業報告及び歳入歳出決算報告、役員改選、27年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）が提案され、原案どおり決定されました。

次に、5月18日に平成27年度第46回国道204号線整備促進期成会定期総会が開催され、岸本町長と出席いたしました。

総会の付議案件として、平成26年度事業報告及び歳入歳出決算報告並びに27年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）が審議され、原案どおり決定されたところでございます。

また、同日、平成27年度第32回国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会定期総会が開催されましたので、岸本町長と出席いたしました。

総会の付議案件として、平成26年度事業報告及び歳入歳出決算報告並びに27年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）が審議され、原案どおり決定されたところでございます。

次に、5月19日に佐賀県町村議会議長会の議長会議が開催され、出席いたしました。

協議事項として、まず役員改選に伴う臨時総会開催について協議され、続いて佐賀県市町村総合事務組合議員選任が行われ、太良町の末次議長、有田町の松尾議長に決定いたしました。

次に、公益財団法人佐賀県市町村振興協会役員の選任が行われ、理事に太良町の末次議長、評議員に有田町の松尾議長ということに決定いたしました。また、平成27年度町村議会議長・副議長研修会及び今後計画されている全国議長会等主催の行事予定の報告が行われました。

次に、5月22日に佐賀県町村議会議長会の臨時総会が開催され、出席いたしました。

総会では役員の改選が行われ、会長に太良町の末次議長、副会長に有田町の松尾議長、白石町の白武議長、監事に基山町の鳥飼議長、本町、玄海町議長の私がそれぞれ就任することに決定いたしました。

次に、5月25日に唐津赤十字病院運営協議会が開催され、岸本町長と出席いたしました。

会議では、平成26年度業務報告及び平成26年度医療施設特別会計歳入歳出決算報告について審議され、全て原案どおり決定されました。

次に、5月26日から27日までの2日間にわたり平成27年度町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、古舘副議長と出席いたしました。

研修会は蓬清二会長の開講の挨拶で始まり、「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会」と題し帝京大学経済学部地域経済学科教授の内貴滋氏により基調講演が行われ、その後、「これからの町村議会を考える」をテーマにシンポジウムが開催され、コーディネーターには帝京大学経済学部地域経済学科教授の内貴滋氏がなられ、パネリストには北海道福島町議会議長の溝部幸基氏、山形県川西町議会議長・加藤俊一氏、山梨県昭和町議会議長・三井猛氏、鳥取県日南町議会議長・村上正広氏、沖縄県南風原町議会議長・宮城清政氏の5名により活発な意見交換が行われました。

2日目は、「日本の健康の鍵は“農山・漁村”が握る」と題して関西大学政策創造学部教授の白石真澄氏に、「地方創生と政治・経済の展望」と題して読売新聞東京本社編集員の青山彰久氏より、それぞれ講演がなされたところでございます。

次に、5月28日に全国原子力発電所所在市町村協議会平成27年度総会が東京で開催され、岸本町長と出席いたしました。

詳細につきましては後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

以上をもちまして議長の諸報告を終わります。

日程4 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は平成27年第2回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

それでは、3月定例会以降、今日までの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、3月23日から3月31日にかけて東京築地で玄海町フェアを開催しましたので、その内容と成果について御報告を申し上げます。

フェアは、玄海町ふるさと応援寄附金の好評を受けて、この機会に玄海町の食材の認知度

向上と販路拡大を目的として実施したものでございます。9日間のフェア期間中、「築地ボ
ン・マルシェ」は連日満席でございまして、来店者のほとんどの方が玄海町フェア限定のメ
ニューを注文され、その内容に大変喜んでいただきまして、本町の食材に関心を持たれた方
も多かったと伺っております。

また、フェア期間中に玄海町内の生産者の方々も来店をされ、みずからつくった製品の提
供と評価の場に立ち会うことで、おのずと仕事に誇りを持っていただくことができたのでは
ないかと感じております。

今年度におきましても、昨年度の成果と反省を踏まえ、首都圏において効果的なPRの場
として玄海町フェアを開催したいと考えているところでございます。

次に、4月2日に佐賀県町村会の町長例会が開催をされ、出席いたしました。

会議では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正」について説明がござい
ました。これは、インフラの品質確保とその担い手の中・長期的な育成と確保を目的とした
改正であり、地方公共団体が必ず実施すべき事項として、予定価格の適正な設定、歩切りの
根絶、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定・活用の徹底、適切な設計変更、発注
者間の連携体制の構築、以上の5項目が示され、実施に努める事項として工事の性格に応じ
た入札契約方式の選択と活用など5項目が示されました。

佐賀県町村会加入自治体においても、積極的な取り組みを行っていくことなどが協議をさ
れました。

次に、4月13日、14日に東京国際フォーラムにおいて日本原子力産業協会の第48回原産年
次大会が開催をされ、出席いたしました。

「なぜ原子力かー世界の観点」をテーマにしたセッションでは、ブラジル、中国、フラン
ス、インド、ロシア、イギリスの原子力産業関係者による各国の原子力事情に関する講演が
ありました。核燃料サイクルについては各国推進されており、特にフランスでは、使用済み
燃料のポテンシャルは全て使い切るとの考えのもと高速増殖炉の開発が進められており、改
めてフランスが原子力産業の先進地であることを感じたところでございます。

また、「なぜ原子力か」との問いについては、地球規模の気候変動、電力の安定供給、価
格的なことが挙げられ、世界的には今後も原子力発電が低炭素エネルギーミックスの柱にな
ることがわかり、福島第一原子力発電所事故以降も、世界的な動向としては原子力発電の縮
小ではなく、技術の革新を行い共存する方向性を感じたところでございます。

次に、4月27日に東京において全国原子力発電所所在市町村協議会による廃炉に伴う国への要請活動が行われ、上田議長とともに出席をいたしました。

本町を含め、廃炉に関係する6市町村の首長及び議長が、岩井茂樹経済産業大臣政務官、福井照自民党政務調査会副会長に対し、安全の確保、放射性廃棄物等の処理・処分について、立地市町村の持続的振興について、原子力発電に対する国民理解の促進についての3項目について要請活動を行いました。

次に、5月1日に西九州自動車道建設促進期成会総会が伊万里市で開催され、上田議長とともに出席をいたしました。

総会では、平成26年度事業報告及び決算報告、役員改選、平成27年度事業計画案及び予算案、以上5件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、平成27年度の提案活動についての協議がなされ、1つ、地方が真に必要な道路整備を推進するため所要の予算を確保すること。2つ、現在建設中の道路は建設を中止することなく国の責任において計画どおりに整備すること。3つ、道路利用者及び整備箇所周辺住民の安全・安心、良好な住環境のため、橋梁や道路などの維持管理予算が十分に確保されること。特に、目標年度内における確実な道路整備による供用開始、事業中区間の整備促進について、それぞれ整備促進に関する提案書として強く提案を行っていくという案が採択されました。

次に、5月7日に唐津市でJAからつ青年部通常総会が開催され、出席いたしました。

総会では、平成26年度事業報告並びに決算報告、平成27年度事業計画案並びに予算案など5議案が審議をされ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、TPP交渉に関する特別決議についての協議がなされ、国民の食料を将来にわたって支えようと真剣に取り組む青年農業者の農業経営のみならず、国民生活に大きな支障が生じかねない交渉内容を国民に開示しないままTPP交渉を進める政府の姿勢を正すべきであり、この先、何世代にもわたって農業が営まれるような基盤をつくり、次世代につなげていくため、改めて国会決議の遵守と情報開示を強く訴える。以上について強く取り組んでいくという決議案が採択をされました。

次に、5月18日に国道204号線の整備促進期成会及び国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会の定期総会が唐津市役所で開催され、上田議長とともに出席をいたしました。

総会では、まず204号期成会、203号期成会それぞれについて、平成26年度事業報告及び決

算報告、役員改選、平成27年度事業計画案及び予算案、計5件ずつの議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、平成27年度の提案活動についての協議がなされ、国道204号につきましては、特に国道204号バイパス、伊万里市瀬戸ー黒川間の整備促進、玄海町今村地区の歩道設置の促進、唐房入口ー鳩川間の整備促進などについて、また、国道203号につきましては、佐賀唐津道路の全線供用開始に向け早期整備を図ることを念頭に、特に多久佐賀道路の整備促進、三日月ー佐賀間の早期事業化、唐津ー相知間の調査促進などについて、それぞれ整備促進に関する提案書として強く提案を行っていくという案が採択されました。

次に、5月24日に唐津市で唐津・玄海母子寡婦福祉連合会総会が開催をされ、出席いたしました。

総会に先立ち、佐賀県人権擁護委員連合会の牟田恭子理事から、「言葉ひとつの重み」と題し、自分の命を救ってくれた一つの言葉について体験談を交えた講演会が開催されました。

総会では、平成26年度事業報告並びに決算報告、平成27年度事業計画案並びに予算案が審議され、原案どおり承認されたところでございます。

次に、5月25日に海上温泉パレアにて玄海町農年友の会総会が開催をされ、出席いたしました。

会議では、平成26年度事業実績報告並びに決算、平成27年度事業計画案並びに予算案、役員改選、以上3議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

次に、同日、唐津市で唐津赤十字病院運営協議会が開催をされ、上田議長とともに出席いたしました。

協議会では、平成26年度業務報告及び医療施設特別会計決算が審議をされ、原案どおり承認されたところでございます。

また、新病院移転新築工事の進捗について、入札不調による着工のおくれに加え、職人不足や設備の試運転期間の長期化などの理由によって開院予定がずれ込み、平成28年8月1日開院として最善の努力を尽くしたいとの報告がなされました。

次に、5月26日、玄海町産業会館で玄海町地域振興会総会が開催をされ、出席いたしました。

総会では、平成26年度事業報告並びに決算報告、平成27年度事業計画案並びに予算案、役員改選、以上3議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

次に、5月28日に東京で全国原子力発電所所在市町村協議会の総会が開催をされ、上田議長とともに出席いたしました。

第1部の議案審議では、平成26年度の事業報告及び収支決算報告並びに平成27年度の事業計画案及び予算案について原案どおり承認されました。

続いて、第2部では文部科学省、経済産業省、復興庁、環境省、内閣府、原子力規制委員会と意見交換を行いました。

各市町村からの主な意見は、放射性廃棄物の敷地外への早期搬出、原子力防災対策の強化、電源三法交付金の対象事業の拡大、福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保、新規制基準適合性審査の体制、進め方及びスケジュール感等について発言をし、関係省庁から答弁がなされたところでございます。

最後に、6月9日に韓国・釜山において第2回機張フォーラムが開催されましたので、出席をいたしました。

全体会議Ⅰでは、「原子力発電所立地市町の安全と繁栄」というテーマに基づいて、韓国、アメリカ、フランス、ベトナム、日本の各自治体によるプレゼンテーションがあり、本町も東日本大震災後の住民への理解活動や事業者の安全性・信頼性への取り組み、安全対策の実施状況などについてプレゼンテーションを行いました。また、10月に開催をいたします全国棚田サミットのPRも行ったところでございます。

全体会議Ⅱでは、「将来発展のための廃炉の影響と計画」というテーマに基づき、アメリカ、イギリス、日本からは東海村、御前崎市のプレゼンテーションと意見交換が行われました。

最後に、今回フォーラムに参加をした7カ国15都市が原子力発電所立地都市の持続可能な安全と繁栄のための共同宣言文に署名を行い、今後もさまざまな課題解決のため連携を図っていくことが決定されたところでございます。

以上で行政報告を終わります。

日程5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部改正）

○議長（上田利治君）

日程5．議案第51号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては税務課長から説明をさせます。どうか御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

おはようございます。それでは、内容につきましては新旧条文対照表により御説明したいと思います。

まず、20ページをお開きください。

第31条関係でございますが、第2項の表中、片仮名のオでございますが、オの改正及び22ページの第4項を追加する改正は、法人町民税均等割の税率適用区分であります資本金等の額に係る規定の整理を法改正に合わせて行ったものでございます。

続きまして、34ページをごらんください。

附則第7条の3の2でございますが、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税に関する規定でございますが、消費税率の8%から10%への引き上げ時期が1年間延長されまして、平成29年4月1日に変更されたことに伴いまして、適用期限につきましても2年間延長するもので、所得割の控除年度を平成41年度まで、居住年を平成31年までに改めるものでございます。

次のページをごらんください。

第9条でございますが、個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例について定めたものでございます。これは平成27年、今年4月1日以降に、ふるさと納税について一定の条件のもと税務申告手続が簡素化されました。この特例の対象者としましては、本来、所得税の確定申告や住民税申告をする義務のない給与所得者や年金受給者などでございますが、寄附をする際に、あわせて申告特例の申請をすることで税額控除を受けることができるというものでございます。

続きまして、36ページをごらんください。

第10条の2、わがまち特例による固定資産税の課税標準割合を条例で定める規定でございますが、地方税法附則の改正によりまして、項のずれの整理と、新たに第9項としまして新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅を追加し、その割合を3分の2とするものでございます。

続きまして、飛びまして40ページをごらんください。

第11条及び第11条の2でございますが、平成27年度の固定資産税の評価がえに伴う改正でございます。第11条は用語の意義を定義しておりますけれども、年度を平成27年度から平成29年度に改めるものでございます。

第11条の2につきましては、基準年度以後——基準年度といいますのは平成27年度でございますけれども、以後において地価が下落した場合の宅地等課税標準を修正することができる特例措置に関する規定で、年度を改めるものでございます。

43ページまでの第12条及び第13条につきましては、宅地等及び農地に課する固定資産税の課税の特例措置について、平成27年度から平成29年度まで3年間延長されたことによる整理でございます。

次の44ページをごらんください。

第15条、特別土地保有税の課税の特例につきましても、3年間延長されることにより整理するものでございます。

次の45ページをごらんください。

第16条は軽自動車税の税率を定めたものでございます。いわゆるグリーン化特例でございます。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した軽四輪等の新車で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の税率を軽減す

る特例措置でございます。

第1項が電気自動車等でございます、おおむね100分の75。

第2項は、平成30年度燃費基準プラス20%達成者を100分の50、2分の1にするものでございます。

第3項は、平成32年度燃費基準達成者を100分の25軽減するもので、各表とも中欄が現行税率で、右の欄に掲げる税率が軽減後の税率でございます。

次の46ページをごらんください。

第16条の2を削除する規定でございます。これは紙巻きたばこ、いわゆる旧3級品の税率の特例措置を平成30年度をもって廃止されることから削除するものでございます。

なお、この特例措置の廃止までの間の経過措置としまして、平成28年度から平成30年度までの各年度において税率を段階的に引き上げる措置が講じられております。

次の47ページをごらんください。

第2条による改正であります、グリーン化特例を導入したことに伴いまして、平成26年9月、昨年の9月24日、条例第20号 玄海町税条例の一部を改正する条例において、一部未施行部分の附則第16条を整理する必要から改めるものでございます。

また、平成27年度分から適用することとしておりました原動機つき自転車、二輪車及び小型特殊自動車等の新税率を1年間延期し、平成28年度から適用することとされるため、附則第1条の施行期日及び第3条の軽自動車税に関する経過措置の規定を改めるものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、この施行に伴う所要の条文整理と、その他法改正に伴う条のずれ等に係る条文整理については説明を省略させていただきます。

7ページにお戻りください。

施行期日を定めております。所要の経過措置を設け、一部を除き平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

第9条ですね、先ほど課長が説明されました。ふるさと応援寄附金、ふるさと納税ですが、寄附者の手続の簡素化になると思います。申告特例の申請をすることによって税額控除を受けることができるということですが、この仕組みがちょっとわからないので、具体的に教えてほしいのが、例えば玄海町の人が東京のほうに——どこでもいいですけど、ふるさと納税しますね。そしたら、それだけで申告するときには控除も何もされなくて、自分では手続きなくていいように解釈しておりますが、ほかの自治体にそういった書類を提出した場合、どういった形でこちらのほうに情報がわかるものか、今度は逆の場合もあると思うんですけど、東京の方がこっちに納税した場合、こちらからまた、それについて東京のほうに連絡するものか、そこら辺の仕組みはどんなふうになっているんですか。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

仕組みとしましては、寄附金を申し込むと同時に特例の申請書を出していただきます。それを寄附先から寄附された住所地の、玄海町の方であれば私ども税務課のほうに特例の申告書が回ってくるという仕組みになっております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

これでは、いろいろ税の引き上げがうたわれているんですけども、全体としてどれだけの税収が見込めるのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいということ。

それから、さっきふるさと納税の問題がありましたけれども、これとの関連で、これから先の玄海町の生産体制の問題ですね。いろいろな形でお礼品として送ってられるわけなんですけれども、いつまでも同じ品物じゃちょっと困るわけでしょう。だから、ここら辺でひとつ新たな商品を開発していくような、そういう体制を一方ではとるべきではないかというふうに思うんですけども、その点についての見解を伺いたい。

もう1点は、ここで消費税増税の引き延ばしですね——年度繰り下げかな、ということになっているんですけども、こうした消費税というのは全国的にやっぱり国の景気の動向といろんな関係がある。これからも同じ税率でありながら富裕層も貧困層も同じ税率で払わなきゃならない。こういう不公平税制については私どもは一貫して反対をしているので、その

辺の意思表示だけはしておきたいと思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

藤浦議員さんの税率改正の御質問でございますけれども、まず、上げるほうじゃなくて、軽自動車につきましては1年間延期しておりますので、これに係る影響額は原付と小型、それから小型二輪と特殊ですけれども、当初予算で1,300千円ほど減収になっております。

あと、税率引き上げのたばこ税でございますけれども、まず、旧3級品が年間29万本ぐらい玄海町で消費されております。これが26年度ですけれども。これで試算すれば、1年度目が430円のアップ、2年目が430円、3年目が645円と段階的に引き上げられますので、1年目、2年目は消費本数が変わらないとすれば120千円ぐらいの増になるのかなと思っております。最終年度の30年4月から31年3月にかけては、上げ幅が645円ですので、190千円程度、200千円弱の増収になるのかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

ふるさと納税の寄附をされる方に対する返礼品については、現在60種類ほどの返礼品を玄海町としては対応させていただいているわけですが、さらにこれを、特に全国で今、1番になっている平戸市さんは120種類ぐらい品物を抱えてございます。そういう意味では、私どもも努力をして、玄海町産でなければいけないという前提をつけながら特産品を開発していきたいということは考えております。それに対応できるだけの範囲で、しかも、うちの陣容で、うちの絶対数で対応できる範囲で今後は対応させていただきたいなというふうに思っております。

ただ、ふるさと納税に関しては、これも一過性の部分というのを多少感じますので、そういった部分も十分に注視をしながら対応できる範囲で、そして、そのことが一般の流通に影響を与えるような商品になるように、今後として努力をさせていただきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

ただ単に、ふるさと納税者に対する返礼という面だけではなくして、これからの玄海町の産業をいかに本物にしていくか、価値ある製品をどうやってつくっていくか、そういう面を含めて、長期的展望に立った形の生産体制というか、そういうものが必要だろうと思いますので、今後そういう面も十分検討されてやっていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程 6 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（上田利治君）

日程 6．議案第52号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第52号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由としましては、前議案同様に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、これも税務課長から説明をさせます。どうか御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

それでは、御説明いたします。新旧条文対照表により御説明いたします。

2ページをお開きください。

第2条関係でございますが、課税限度額を定めたものでございます。基礎課税額の「51万円」を「52万円」に、後期高齢者支援金等課税限度額の「16万円」を「17万円」に、介護納付金課税額の「14万円」を「16万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第23条でございますが、軽減措置を定めてあるものでございます。次のページ、第2号をごらんください。5割軽減を規定したものでございますが、現行の「24万5,000円」を「26万円」に引き上げるものでございます。

第3号は2割軽減を規定したもので、現行の「45万円」を「47万円」に引き上げるものでございます。

今回も7割軽減については改正はあっておりません。

それでは、1ページにお戻りください。

附則第1条では、施行期日を平成27年4月1日としております。

第3条は、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これは平成25年玄海町条例第22号で改正をお願いしておりましたが、これの一部の改正規定の施行期日を平成29年1月

1日としていたものを、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分につきましては平成28年1月1日に改めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回、限度額の引き上げということですが、合算すれば全部高くなった人は810千円から850千円となるわけですね。基礎課税限度額の世帯数、後期高齢者支援金等課税限度額の世帯数、あと介護納付金課税限度額になる人の世帯数をそれぞれ答弁願います。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

医療の分の限度額超過の世帯が48世帯でございます。後期高齢者につきましても48世帯、介護につきましては4世帯が限度額超過の世帯となっております。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

それから、軽減措置の拡充がありますが、5割軽減、2割軽減の世帯数をそれぞれ答弁してください。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

5割軽減世帯の医療分が128世帯、後期の分も同じく128世帯、介護のほうが82世帯。それから、2割軽減でございますが、医療、後期とも114世帯、介護のほうが87世帯。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほどそれぞれ世帯数を答弁していただきましたが、大体前年と比べて限度額が上がる人、まず最初に言った人の世帯数というのがどのくらいの増減、今の見積もりであるものか。あと、軽減措置の拡充される部分で、その世帯数の増減はどんなふうでしょうか。わかる範囲で結構です。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

限度額が10千円と20千円、上がった分の関係でございますけれども、税率改正後と制度改正後では、医療分の超過世帯が50世帯ありましたけれども、制度改正後は48世帯と2世帯減っております。後期のほうは、53世帯でございましたのが48世帯、これは5世帯減っております。それから、介護につきましては、税率改正時は7世帯でありましたのが、制度改正では3世帯減っております。

以上です。（発言する者あり）

失礼しました。5割軽減、2割軽減としては、精査してみましたけれども、今回の改正では世帯の増減はありませんでした。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ということは、基本的に今回の課税限度額引き上げに伴って、その世帯数というのは若干下がったということで理解したらいいですね——はい。

以上です。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

ちょっと伺っておきたいんですけれども、国保の値上げというのは3月議会時点でも1回値上げされましたよね。さらにまた、今回、引き上げになっているわけなんですけれども、これも結構な額になるんじゃないかと思うんですけれども、この辺のところ、やっぱり両方合わせてどれくらいの値上げになってくるのか、金額的なものをできれば教えていただきたい

いと思います。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

御指摘のように、3月に税率改正をさせていただいております。そのとき、町長から国保運営協議会のほうに諮問した金額が、30,000千円ほど確保したいということで税率改正のお願いをしておりました。その影響では、今回は29,250千円ほどの影響額が出ております。今回、あわせて税制改正520千円の限度額の引き上げですけれども、これと合わせますと30,300千円ほどの増額になっております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

午前 9 時 56 分 休憩

午前 10 時 5 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**日程 7 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町半島振興
対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の
一部改正）**

○議長（上田利治君）

日程 7. 議案第53号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第53号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由としましては、半島振興法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりましたが、条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては税務課長から説明をさせます。どうか御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

青木税務課長。

○税務課長（青木敏治君）

それでは、御説明申し上げます。

改正の内容につきましては、半島振興法が昭和60年に10年間の時限立法として制定をされております。これまで各種施策が講じられておりますが、依然として半島地域が厳しい状況にあるとして3度目の期限延長がなされたことから、平成27年3月31日を平成37年3月31日に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日を平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

ます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

**日程 8 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町介護保険
条例の一部改正）**

○議長（上田利治君）

日程 8．議案第54号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第54号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布され、同日から施行されることになりましたが、条例の施行日までに緊急を要するた

め、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては保健介護課長から説明をさせます。どうか御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

寺田保健介護課長。

○保健介護課長（寺田美由妃君）

それでは、御説明いたします。

２ページの新旧条文対照表をお開きください。

保険料率の第２条でございますが、次の１項を加えるものでございます。

第２項としまして、「前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万4,840円とする。」と規定を新たに設けたものでございます。

介護保険料につきましては、第２条第１項におきまして、平成27年度から平成29年度までの各年度の介護保険料を被保険者及び世帯の所得状況に応じて定めておりますが、そのうち第１段階の低所得者被保険者を対象に、１人当たり年額27,600円を24,840円に、差額2,760円を公費投入により保険料軽減を行う仕組みが設けられたものでございます。

議案の１ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日、この条例は公布の日から施行するとしております。

経過措置としまして、第２条、この条例による改正後の第２条第２項の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程 9 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玄海町一般会計補正予算（第1号））

○議長（上田利治君）

日程 9. 議案第55号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第55号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によってこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、平成27年度玄海町一般会計補正予算（第1号）でございます。

専決理由といたしましては、公費投入による低所得者の介護保険第1号保険料軽減強化に関する策定方法等を定めた介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布及び施行されたことに伴いまして、早急に予算措置をする必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

補正の内容につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8,223,573千円とするものでございます。

歳入補正予算といたしましては、13款国庫支出金、1項国庫負担金の民生費国庫負担金382千円の増額及び14款県支出金、1項県負担金の民生費県負担金191千円の増額、これは先

ほど専決理由で申しました低所得者の介護保険料を軽減することに対して、国及び県から交付されるものでございます。

歳出補正予算としましては、3款民生費、1項社会福祉費、10目介護給付費の介護保険特別会計繰出金765千円の増額、これは低所得者の介護保険料を軽減するための国、県負担金に町の負担金を加え、介護保険特別会計に繰り出すための増額でございます。

次に、14款予備費192千円の減額、これは今回の補正財源の調整による減額でございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程10 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号））

○議長（上田利治君）

日程10. 議案第56号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第56号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によってこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

専決理由としましては、前議案同様に、公費投入による低所得者の介護保険第1号保険料軽減強化に関する策定方法等を定めた介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布及び施行されたことに伴いまして、早急に予算措置をする必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に変更はなく、総額6億円でございます。

歳入補正予算としましては、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の現年度特別徴収保険料689千円の減額及び現年度分普通徴収保険料76千円の減額、これは先ほど専決理由で申しました低所得者の介護保険料軽減強化により、被保険者のうち所得段階が第1段階に該当する者が負担する保険料が軽減されることに伴う減額でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金の765千円の増額、これは先ほど議案第55号でも御説明申し上げましたように、低所得者の介護保険料を軽減するための国、県負担金に町の負担金を加え、一般会計から繰り入れるための増額でございます。

歳出補正予算は補正額はございませんで、今回の補正財源の調整のみでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程11 議案第57号 町道長倉藤平線橋梁（仮栈橋工）工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程11. 議案第57号 町道長倉藤平線橋梁（仮栈橋工）工事請負契約についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第57号 町道長倉藤平線橋梁（仮栈橋工）工事請負契約につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年6月2日、条件つき一般競争入札に付した町道長倉藤平線橋梁（仮栈橋工）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成27年度、平成28年度、電源立地地域対策交付金事業町道長倉藤平線橋梁（仮栈橋工）工事でございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札（総合評価簡易型）による契約でございます。

契約金額は307,800千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県唐津市和多田本村1番38号、中野・笠原特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社中野建設唐津支店支店長、進藤仁氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は平成28年7月31日までとしております。

支出科目は、一般会計、8款土木費、2項道路橋梁費でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して計3者の入札参加申請がありました。会社名としましては、岸本・唐津土建特定建設工事共同企業体、松尾・岡本特定建設工事共同企業体、中野・笠原特定建設工事共同企業体でございました。今回は総合評価による入札であり、最高成績は405.263点でございました。

なお、予定価格に対する落札率は95.85%でございます。

どうか御審議の上、原案どおり御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これで今から橋梁工事に入るわけですが、最終的にこの橋梁、橋が完成するのは、今の計画では何年になるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

現時点での全体工程計画に沿って御説明させていただきます。

今回、上程しております仮栈橋工事につきましては、平成28年7月末に完成予定としております。その後、橋脚工事を平成29年6月末に、上部工を平成30年9月末に完成する計画となっております。その後、若干工事がありまして、撤去等々ありまして、供用開始については平成30年11月ぐらいになるのではないかとというふうに想定しております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

30年11月に完成ということですが、この橋梁の建設途中、水辺の広場の旧道もありますね、昔の分、橋を渡らない部分。それを通して、これが利用できる、この橋梁工事がある間にそこを通して太良のほうに行くということは、この30年11月ぐらいまではもう全くできないですか、その工程はどんなですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

橋梁工事の橋台が、今現在、既設の道路の長倉側、藤平側にできております。今後、橋梁工事をそこに別でつないでいくようになりますので、終点側——藤平側ですね、このところが完成するまでは工事の場所となりますので、完成するまでは今の段階では通れないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

あと、その先ですね、これは県と唐津市がする分ですが、今の進捗状況、土地買収とかいろいろあると思います。そういったもの等、今、課長がわかる範囲で答弁してください。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

少し説明させていただきます。

これは昨年3月だったかと思いますが、県道への昇格をされたというようなことでございました。その後の経過といたしましては、予備設計を済ませ、そしてまた、線形等々について地元の関係者あたりへの説明を行われ、それで詳細設計を行うための測量の承諾を26年度中にとり行っておられます。しかしながら、今、鋭意交渉中というのが何件かございまして、その交渉といいますか、測量の承諾がとれ次第、測量に入るというようなことでお聞きしておるところでございます。

また、それが調わないことには用地交渉等に入れませんので、我々、唐津市も一緒になってですけども、県のほうと協議をしながら、早い機会に測量が入り、将来的な詳細設計等に入れるように協議をしているところでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

聞くところによると、竹木場まで開通するのに10年ぐらいかかるというような話を聞いておりますが、これは予算の関係でしょうか。予算は町長が特例で――裏のほうで取引したのかどうか知りませんが、特例で国からいただいていた。それだったら、伊万里の工業団地の用水あたりも特例で持ってきて、あれは2年ぐらいでできましたよね。予算の運用だったら、そのようにできないものか。町長、経済産業省では顔ですので、できると思うんですけど、どの程度努力をされておられますか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

まず、私のほうからは10年の計画等の公表についてお答えしたいと思います。

この10年という期間につきましても、県議会において県道認定がされた折に同時に説明された内容でございます。今、申し上げられましたように、10年ということを出しておられます。それは予算的なことも当然あるのかなと思いはしますが、測量にも実際入っていない部分もございました。これから詳細設計に入るということも想定されておりますし、それからまた、当然、用地交渉が何年で調うというようなことも確定できておりません。

そういうようなことと、もう1つ、これは県からお聞きしておるといえるか、協議した中で出てきておることとして、一番ネックになってきておるのは現場の技術者、担当する技術者不足、これはもう佐賀県全体でございますが、技術職員の、スタッフの絶対的な数量が足りないというようなことがございまして、予算はついたとしても、さばける年間の処理量といえますか、そういったものを考慮して、一応10年間と打ち出させていただいたというのが県から我々が聞き取ったところでございます。

しかしながら、そこについては我々も同じような業務をやってきたわけでございますが、まずは、一番言われる用地交渉、用地の取得ができれば、何とか県のほうにもその辺の事務的な対応等についてもやっていただいて、何とか早期に完成というようなことを要望しておるところではございます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、池田統括のほうから答弁をいたしましたけれども、工事のハード部分では今のとおりで、実際には金の問題よりも技術的な問題のほうが大きいのではないかというふうに考えておりますが、経済産業省のほうは御理解をいただいているので、あとは私どもと県がしっかりと詰めて、少しでも短期間で供用開始できるように、現実のものとして成果が出せるように、ぜひそのような努力は今後も続けていきたいと思っておりますし、再度、経済産業省には、もう一回、県とそこら辺は早くせろというような、表現は正しくないですけども、急いでやっていただくような段取りをつけていきたいと考えているところでございます。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

理解は十分して質問をしておるわけですけど、池田統括は官僚ですので、本当に間違いないような答弁に努めておられます。もう少し踏み込んでですね、この辺まではぜひこういうふうにしたいというぐらい、あなたぐらいベテランになれば言ってもいいんじゃないか。まずは安全策で、できない理由から述べて、技術的な問題とか、県の仕事ですからあなたが叱咤激励する立場じゃないけど、もう少しその辺も含めた上でもっと進めてもらいたい。

町長、確かに一番はお金の方です。お金が来れば用地交渉もできるし、予算外の用地交渉はできないわけでしょう。その辺の予算を持って繰り越し繰り越しで二、三年ぐらいできるはずですから、その辺をしっかりと頑張って、もう10年もたてば、私もあなたもこの世にいないかもしれない。ぜひまだ元気なうちに、ハンドルが握れるうちにですね、藤浦さんも含めて、そういう完成の日を見たいというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

この藤平線というのは、もともと産業道路ということで始まったわけでしょう。途中で原発事故があって避難道路ということもついてきたわけですね。

町長の答弁を聞いておりますと、あるときには避難道路だと言われる。しかし、今は避難道路と一言も言われませんよね。そこら辺の緊急性というか、もう近々、再稼働ということを行いながら、その辺が進まないというのは矛盾しているんじゃないかと。それがちゃんと

完備しない限りは再稼働は絶対認めんという立場じゃないですか。そこら辺をしっかりとですね、向こうは向こうなりの弱点もあるわけですから、やらないやなんことはちゃんとやるということで、強く推していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私も使い分けをしているわけじゃなくて、産業道路であり避難道路であるということで、さらに今おっしゃっていただいた言葉を背中に抱えて、しっかり経済産業省、県と交渉して、短期間に成果を出せるよう努力させていただきたいと思います。大変ありがとうございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号 町道長倉藤平線橋梁（仮栈橋工）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第58号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について

議案第60号 玄海町と唐津市における上場地域農業開発事業に係る事務の委託に関する規約の変更に係る協議について

議案第61号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第2号）

議案第62号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程12. 議案第58号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第62号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

条例の一部改正が1件、総合事務組合理約の変更についての協議が1件、事務の委託に関する規約の変更についての協議が1件、平成27年度会計補正予算が2件、合わせて5件でございます。

議案番号順に申し上げていきたいと思っております。

まず、議案第58号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

基金設置条例につきましては、毎年6月議会において、基金への積み立て、取り崩し及び基金の運用から生じた収益の積み立てに伴い、それぞれ年度末現在の基金の額に改める改正条例を提案させていただいておりましたが、基金の額は条例改正後も変動するため、条例と基金保有額に差異が生じておりました。地方自治法第241条第1項の規定では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」とされており、基金の額を条例に記載することまでは定められていないことから、今回、条例記載のうち基金の額を全て削除しようとするものでございます。

また、別表第2の玄海町電源立地地域対策交付金基金のうち、玄海町立小中学校整備事業が完了したことに伴いまして事業の名称から削除するものでございます。

次に、議案第59号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合理約を組織する地方公共団体のうち、平成27年8月から伊万里市が交通災害共済に関する事務の共同処理に参加することに伴いまして同組合理約を変更する必要があるため、同組合理約の変更協議について、地方

自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号 玄海町と唐津市における上場地域農業開発事業に係る事務の委託に関する規約の変更に係る協議につきましては、上場地域農業開発事業において農業用水利施設による自然エネルギーを有効活用した発電事業を行うことに伴いまして、同事務委託に関する規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の本文の規定により、変更に係る協議を行うことについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第61号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,226千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8,266,799千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものとしましては、1款町税、2項固定資産税の現年課税分67,500千円の増額、この主な要因は、償却資産に係る総務大臣配分の課税標準となるべく価格が決定されたことに伴い、固定資産税の課税額が確定したことによるものでございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金の学校施設環境改善交付金20,200千円の増額、これは本年4月より開校した玄海みらい学園のグラウンドを整備することに対し、国から交付されるものでございます。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金の財政調整基金繰入金29,532千円、公共施設整備基金繰入金20,200千円の減額、これは今回の補正財源の調整によりまして財源を補正するものでございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費のふるさと応援寄附金基金積立金42,000千円の減額、これは10款教育費、3項中学校費、3目小中学校教育振興費に計上しております小中学校通学バス車庫整備事業にふるさと応援寄附金を直接充当することに伴い、基金積立金を減額するものでございます。

次に、4款衛生費、3項上水道費、1目上水道費の水道事業会計繰出金10,787千円の増額、これは水道事業会計の委託料や路面復旧など、事業費の増に伴い繰出金を増額するものでございます。

次に、10款教育費、3項中学校費、3目小中学校教育振興費の小中学校通学バス車庫整備事業50,628千円の増額、これは本年4月に開校しました玄海みらい学園の児童並びに生徒の通学用バスの車庫を整備するための費用でございます。

なお、皆様のお手元に 1 枚物の資料を配付させていただいております。

平成26年度一般会計繰越明許費でございますが、地方版総合戦略策定事業、福祉施設整備事業、出生祝金支給事業、玄海町地方創生プレミアム付商品券発行事業、玄海町地方創生宿泊誘致推進事業の 6 事業につきまして、平成27年度に繰り越しておりますので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により御報告を申し上げます。

最後に、議案第62号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、収益的収入及び支出でそれぞれ5,392千円を追加し、補正後の総額を収入378,801千円、支出368,160千円とするものでございます。

主な事業費の増額理由といたしましては、委託料や路面復旧費の増によるものでございます。

資本的収入及び支出については、それぞれ5,395千円を追加し、補正後の総額を収入64,549千円、支出137,627千円とするものでございます。

事業費の増額理由といたしましては、水道施設建設改良費の増によるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第62号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの以上 5 件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午前10時47分 散会